

田村市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

1. 計画改定の背景と目的

田村市（以下「本市」という。）では、本市、三春町、小野町の1市2町で一般廃棄物の処理を実施してきましたが、令和5年3月31日の田村広域行政組合の解散に伴い、本市のごみ処理全体の計画に見直しが必要となり、平成29年3月に策定、令和3年3月に一部改訂した一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）についても見直しを行うことになりました。

近年では、「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月）」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年4月）」が施行され、食品ロスやプラスチック問題の解決に向けた法整備もなされています。

また、本市の令和4年度における生活排水処理率は68.9%であり、前計画の令和4年度の間目標値（64.9%）を達成していますが、今後も本市の美しい水環境を維持していくためには、より一層の公共下水道や合併処理浄化槽などの整備の促進が必要です。

このような状況を踏まえ、本計画は、中間目標年度（令和4年度）における計画目標の達成状況や社会情勢の変化等を考慮し、現行計画の見直しを行うことを目的とします。

＜田村広域行政組合の沿革＞

田村広域行政組合は、昭和40年1月に、田村郡全域6町1村から発生するし尿処理の事務を共同処理することを目的に「田村地方町村衛生処理組合」として設立されました。

また、田村郡内の東部3町（小野町・滝根町・大越町）では、平成2年にごみ処理全般の事務を共同処理する「田村東部環境衛生組合」が設立されました。平成8年に田村東部環境センターが完成したため、3町のごみ処理全般の事務を組合に移管し、業務を開始しました。

平成13年4月に「田村東部環境衛生組合」を解散統合し、組合名を「田村広域行政組合」に改め、組合の事務に田村西部4町村のごみ中間処理の事務、田村郡7町村の一般廃棄物最終処分の事務を加え、複合的一部事務組合として業務を行っておりました。

平成17年3月には、構成自治体のうち滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町の4町1村が合併して田村市となり、1市2町での共同処理を行ってきましたが、令和5年3月31日をもって解散しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき策定し、本市が長期的・総合的な視点に立って、計画的なごみ処理や生活排水処理の推進を図るための基本方針となるものです。

ごみの排出抑制や適正な処理の促進、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に必要な基本的事項を定めます。

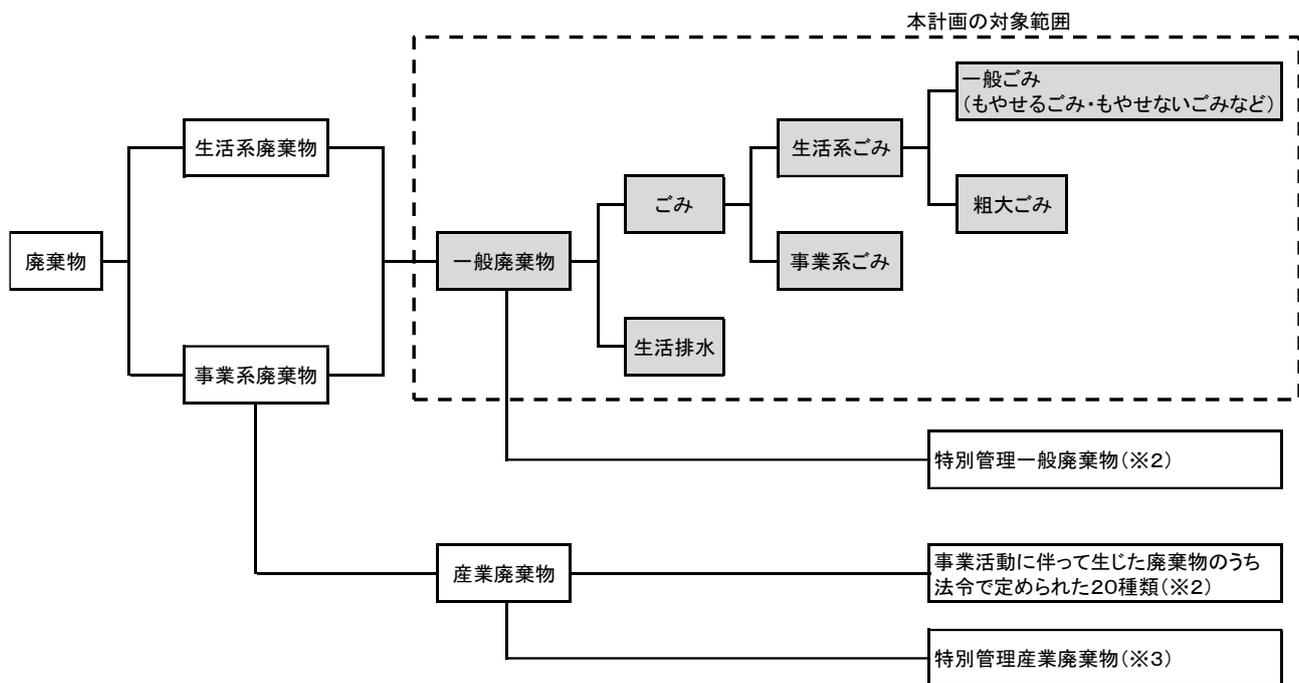
3. 計画の期間

本計画は、平成 28 年度から令和 12 年度までの 15 年間を計画期間とします。また、令和 4 年度に田村広域行政組合の解散が決定したことから、中間目標年度を令和 4 年度としましたが、本計画の計画策定の前提条件となっている諸条件が組合解散に伴い大きく変更となったことから、令和 5 年度に見直しを行いました。

| | |
|-------------|-----------------------------|
| 計 画 期 間 | : 15 年間 (平成 28 年度～令和 12 年度) |
| 計 画 目 標 年 度 | : 令和 12 年度 |
| 中 間 目 標 年 度 | : 令和 4 年度 |

4. 計画の対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、家庭から排出される「生活系廃棄物」と、事業活動に伴って発生するごみのうち産業廃棄物に該当しない「事業系一般廃棄物」です。



- ※1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物 (PCB 使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物)
- ※2 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体の 19 種類と、産業廃棄物を処分するために処理したもので 19 種類の産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固形化物等)
- ※3 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物(廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物等)